

2018年11月12日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
インヴィンシブル投資法人

代表者名 執行役員 福田 直樹
(コード番号: 8963)

資産運用会社名

コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 福田 直樹

問合せ先 企画部長 粉生 潤
(TEL 03-5411-2731)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

インヴィンシブル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会において、規約変更及び役員選任に関し、2018年12月12日開催予定の本投資法人投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、下記事項は、当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額の定義について、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）で規定される「利益」と同一のものであることを明確にするための確認文言を追加するものです。（第17条第1号関係）
- (2) 会計監査人の役割及び責任が一層高まりつつある中で、本投資法人の内部成長及び外部成長による資産規模の拡大等に伴い監査業務も拡大することを踏まえ、会計監査人の報酬額を依頼する監査業務に応じた適切な水準に調整することを可能とするために会計監査人の報酬の上限額の変更を行うものです。（第39条関係）
- (3) 本投資法人は、2013年1月以降2018年12月までの期間に係る資産運用報酬について、資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）の同意を得て減額していましたが、本投資法人の内部成長及び外部成長による資産規模及び利益水準等の拡大に伴い、資産運用報酬額を適正な金額とすることを目的として、2019年1月以降2019年12月までの期間に係る資産運用報酬を従前の水準より増額するものの、規約変更がなされなかった場合に適用されることとなる水準に比べて減額された金額とすることについて資産運用会社の同意を得ましたので、当該期間に係る資産運用報酬の額及び支払いに関する基準を変更するものです。（第41条関係、附則関係）
- (4) その他、必要な表現の変更及び明確化、字句の修正等のために所要の変更を行うものです。

2. 役員選任について

執行役員福田直樹及び監督役員藤元拓志より、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があり、また監督役員高橋孝志より、本投資主総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出があったため、2018年12月12日付で執行役員1名及び監督役員2名を選任することについて、議案を提出するものです。

また、補欠執行役員クリストファー・リードの選任に係る議案は、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名を選任することについて議案を提出するものです。

- (1) 執行役員候補者
福田 直樹（現任）（注）
- (2) 監督役員候補者
藤元 拓志（現任）、田村 佳弘（新任）
- (3) 補欠執行役員候補者
クリストファー・リード（現任）

（注）執行役員候補者福田直樹は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。

3. 投資主総会の日程

2018年11月12日	投資主総会提出議案承認役員会
2018年11月26日	投資主総会招集ご通知の発送（予定）
2018年12月12日	投資主総会開催（予定）

以上

<添付資料>
投資主総会招集ご通知

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invincible-inv.co.jp/>

(証券コード 8963)
2018年11月26日

投資主各位

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー
インヴィンシブル投資法人
執行役員 福田直樹

投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されず、かつ議決権行使書面が2018年12月11日（火曜日）午後5時30分までに到着しないときは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項及び第3項並びに以下の本投資法人規約第25条により、本投資主総会の議案につき賛成されたものとみなされます。

(本投資法人規約抜粋)
第25条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。

2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬 具

記

1. 日 時 2018年12月12日（水曜日）午前10時（受付：午前9時30分～）
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階 Room A+B+C
3. 投資主総会の目的事項
決 議 事 項
 - 第1号議案 規約一部変更の件
 - 第2号議案 執行役員1名選任の件
 - 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
 - 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

~~~~~  
(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の規約の定めに従い、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を投資主様ご本人及び代理人の議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.invincible-inv.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額の定義について、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）で規定される「利益」と同一のものであることを明確にするための確認文言を追加するものです。（第17条第1号関係）
- (2) 会計監査人の役割及び責任が一層高まりつつある中で、本投資法人の内部成長及び外部成長による資産規模の拡大等に伴い監査業務も拡大することを踏まえ、会計監査人の報酬額を依頼する監査業務に応じた妥当な水準に調整することを可能とするために会計監査人の報酬の上限額の変更を行うものです。（第39条関係）
- (3) 本投資法人は、2013年1月以降2018年12月までの期間に係る資産運用報酬について、資産運用会社の同意を得て減額していましたが、本投資法人の内部成長及び外部成長による資産規模及び利益水準等の拡大に伴い、資産運用報酬額を適正な金額とすることを目的として、2019年1月以降2019年12月までの期間に係る資産運用報酬を従前の水準より増額するものの、規約変更がなされなかった場合に適用されることとなる水準に比べて減額された金額とすることについて資産運用会社の同意を得ましたので、当該期間に係る資産運用報酬の額及び支払いに関する基準を変更するものです。（第41条関係、附則関係）
- (4) その他、必要な表現の変更及び明確化、字句の修正等のために所要の変更を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第 4 章 計 算</b>                                                                                                                                                                                                                                                                | <b>第 4 章 計 算</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>第17条（金銭の分配の方針）<br/>本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行います。</p> <p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益の金額とします。</p> <p>(2) （記載省略）<br/>(3) （記載省略）<br/>(4) （記載省略）<br/>(5) （記載省略）<br/>(6) （記載省略）</p> | <p>第17条（金銭の分配の方針）<br/>本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行います。</p> <p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、投信法又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益<u>（投信法第136条第1項に規定されるものをいいます。）</u>の金額とします。</p> <p>(2) （現行どおり）<br/>(3) （現行どおり）<br/>(4) （現行どおり）<br/>(5) （現行どおり）<br/>(6) （現行どおり）</p> |
| <b>第 7 章 会 計 監 査 人</b>                                                                                                                                                                                                                                                          | <b>第 7 章 会 計 監 査 人</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>第39条（会計監査人の報酬の支払に関する基準）<br/>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に<u>1,500万円</u>を上限として役員会で決定します。その支払時期は、会計監査人から監査報告書を受領後、会計監査人の請求を受けてから、3箇月以内に会計監査人の指定する口座への振込みにより支払うものとします。</p> <p>2. （記載省略）</p>                                                                                           | <p>第39条（会計監査人の報酬の支払に関する基準）<br/>会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎に<u>2,500万円</u>を上限として役員会で決定します。その支払時期は、会計監査人から監査報告書を受領後、会計監査人の請求を受けてから、3箇月以内に会計監査人の指定する口座への振込みにより支払うものとします。</p> <p>2. （現行どおり）</p>                                                                                                                                 |

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>第41条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準）</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。</p> <p>運用報酬</p> <p>(1)平成30年1月以降平成30年12月までは半期（3箇月）毎報酬として、本投資法人の運用する資産の当該半期末総資産額に0.4%を乗じた金額を4で除した金額（1円未満切捨て）又は金13,750万円のいずれか低い方の金額を上限とした金額を、(2)平成31年1月以降は月額報酬として本投資法人の運用する資産の月末総資産額に応じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で除した金額（1円未満切捨て）又は金2,500万円のいずれか高い方の金額の合計額を、それぞれ当該各半期毎に、当該各半期末日経過後6箇月以内に支払います。</p> <p>取得報酬<br/>（記載省略）</p> <p>譲渡報酬<br/>（記載省略）</p> | <p>第41条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準）</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。</p> <p>運用報酬</p> <p>(1)2019年1月以降2019年12月までは半期（3箇月）毎報酬として、本投資法人の運用する資産の当該半期末総資産額に0.4%を乗じた金額を4で除した金額（1円未満切捨て）又は金15,000万円のいずれか低い方の金額を上限とした金額を、(2)2020年1月以降は月額報酬として本投資法人の運用する資産の月末総資産額に応じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で除した金額（1円未満切捨て）又は金2,500万円のいずれか高い方の金額の合計額を、それぞれ当該各半期毎に、当該各半期末日経過後6箇月以内に支払います。</p> <p>取得報酬<br/>（現行どおり）</p> <p>譲渡報酬<br/>（現行どおり）</p> |
| <p>附則</p> <p>第41条に定める運用報酬にかかる改正は、平成30年1月1日に効力を生じるものとします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>附則</p> <p>第41条に定める運用報酬にかかる改正は、2019年1月1日に効力を生じるものとします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員福田直樹より、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて執行役員1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案は2018年11月12日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                      | 略 歴                                                                              | 所有する<br>投資口数<br>(口) |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 福田直樹<br>(1962年7月23日)                              | 1985年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社                                                | 0                   |
|                                                   | 1998年4月 第一ライフ・キャピタル・プロパティーズ株式会社 出向 プレジデント                                        |                     |
|                                                   | 2000年4月 第一生命保険相互会社 運用関連事業部課長                                                     |                     |
|                                                   | 2004年4月 同社 不動産部 不動産企画グループ次長                                                      |                     |
|                                                   | 2006年4月 第一ライフ・インターナショナル(U.S.A.)株式会社 出向 プレジデント                                    |                     |
|                                                   | 2008年4月 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 出向 取締役不動産投資本部長                                  |                     |
|                                                   | 2011年4月 相互住宅株式会社 出向 執行役員                                                         |                     |
|                                                   | 2012年4月 プロロジス社 入社 シニアバイスプレジデント ファイナンスディレクター、アジア                                  |                     |
|                                                   | 2013年4月 フォートレス・リアル・エステート・アジア合同会社（現フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社）入社 マネージング ディレクター |                     |
|                                                   | 2013年4月 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 顧問                                            |                     |
|                                                   | 2013年5月 Calliope 合同会社 出向                                                         |                     |
| 2013年5月 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 代表取締役社長（現任） |                                                                                  |                     |
| 2013年6月 本投資法人執行役員（現任）                             |                                                                                  |                     |

(注1) 上記執行役員候補者福田直樹は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 上記執行役員候補者福田直樹は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、2017年12月21日開催の投資主総会における補欠執行役員クリストファー・リードの選任に係る決議は、本議案の承認可決を条件として、その効力を失うものとします。

また、本議案は2018年11月12日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)               | 略 歴                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>投資口数<br>(口) |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| クリストファー・リード<br>(1970年8月2日) | 2001年1月 プロスペクト・アセット・マネージメント・インク 入社<br>2001年3月 株式会社プロスペクト 出向 取締役<br>2006年4月 同社 入社 取締役<br>2012年9月 フォートレス・リアル・エステート・アジア合同会社（現フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社） 入社 ディレクター（現任）<br>2012年10月 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 顧問<br>2013年5月 同社 取締役（非常勤）（現任） | 0                   |

(注) 上記補欠執行役員候補者クリストファー・リードは、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の取締役であります。

なお、同候補者の補欠執行役員選任については、執行役員就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員高橋孝志より、本投資主総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出があり、また監督役員藤元拓志より、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、監督役員2名の選任をお願いするものであります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略 歴                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>投資口数<br>(口) |
|-------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | 藤元拓志<br>(1970年3月31日) | 1996年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>1999年4月 公認会計士登録<br>2001年8月 藤元公認会計士事務所開業（現職）<br>2004年12月 税理士登録<br>2005年9月 エルシーピー投資法人監督役員<br>2010年2月 本投資法人監督役員（現任）<br>2017年1月 株式会社ブライセン 社外監査役（現任）<br>2017年7月 株式会社ネオマーケティング 社外取締役（監査等委員）（現任） | 0                   |
| 2     | 田村佳弘<br>(1965年8月20日) | 1996年4月 弁護士登録（東京弁護士会）<br>芝大門法律事務所入所（現職）<br>2011年10月 株式会社ベックワンパートナーズ 監査役（現任）<br>2013年9月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員（現任）<br>2017年8月 株式会社ミカサ・アセット・マネジメント コンプライアンス委員会外部委員                                                                 | 0                   |

(注) 上記監督役員候補者のうち藤元拓志は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。

#### [参考事項]

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第25条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上



## 投資主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区八重洲一丁目3番7号

八重洲ファーストフィナンシャルビル

ベルサール八重洲 2階 Room A+B+C

TEL：03-3548-3770（代表）



### 【最寄駅からのアクセス】

- 東京メトロ東西線・銀座線、都営地下鉄浅草線「日本橋」駅 A7出口 直結
- JR線、東京メトロ丸ノ内線「東京」駅 八重洲北口 徒歩3分

お願い：当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

近隣には「ベルサール東京日本橋」もございますので、ご来場の際はお間違えのないようご注意ください。